

南木曾岳県自然環境保全地域
指定書及び保全計画書

昭和57年5月

長野県

南木曾岳県自然環境保全地域

1 指定理由

南木曾岳は、長野県の南西部木曾郡南木曾町の中央部にある1,677メートルの独立峰で、古来信仰の山として知られ、山頂部からの周囲の眺望にすぐれている。

この地域は、日本三大美林の一つに数えられる木曾ヒノキの天然林が、多く残されている。

特に、この地域のヒノキは、急峻な地形のため、ほとんど人為的影響を受けない極く限られた地区で、木曾谷南部のヒノキ林の組成を示している。

このようにすぐれた自然環境を維持するため、長野県自然保護条例第7条第1項第2号に該当する地域として、県自然環境保全地域に指定する。

2 自然環境の概要

(1) 植 生

南木曾岳西山麓は、暖帯系の常緑広葉樹林の生育北限地域に属しているため、低海拔地域は暖温帯の常緑広葉樹林域(ヤブツバキクラス域)であり、漸次山地帯(ブナクラス域)へと移行し、ミズナラ等をまじえた山地帯本来のヒノキ林となっている。

山頂部には、コメツガ、ウラジロモミ、ヒメコマツ、クロベなどの喬木のほか、岩角地には、ヒノキークロソヨゴ群集(ホンシャクナゲ、クロベを含む)が生育している。

(2) 野生動物

中型以上の哺乳動物は、ニホンカモシカ、ニホンイノシシ、ニホンツキノワグマ、ホンドザル、ホンドオコジョなどが生息している。

(3) 地形・地質・自然現象

南木曾岳は独立峰であり、稜線から各河川に向け急勾配の沢が走り、いずれも浸食谷となっている。

岩石は、花崗岩質で露出部は風化が進み、表土はこれらの砂礫土によって

被われている。

(4) 気 候

気候は、東海地方気候区に属し、雨量は 2000 ミリメートルを超え、県内でも最も多い地域である。

3 区 域

(1) 区域の概要

本地域は南木曾岳^{あらかぎ}一帯の蘭国有林及び三殿国有林の森林地域である。

(2) 位置及び区域

長野県木曾郡南木曾町の一部

国有林木曾谷地域施業計画区南木曾事業区426林班ろ小班、427林班ろ小班、428林班ろ小班、431林班ろ小班、433林班ろ小班、434林班ろ小班、514林班は小班、515林班ろ小班、516林班へ小班、517林班ほ小班及び518林班ろ小班。

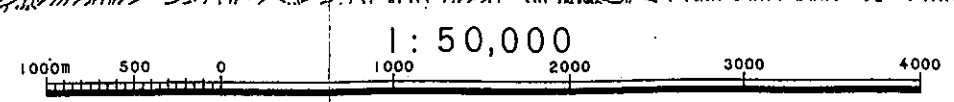
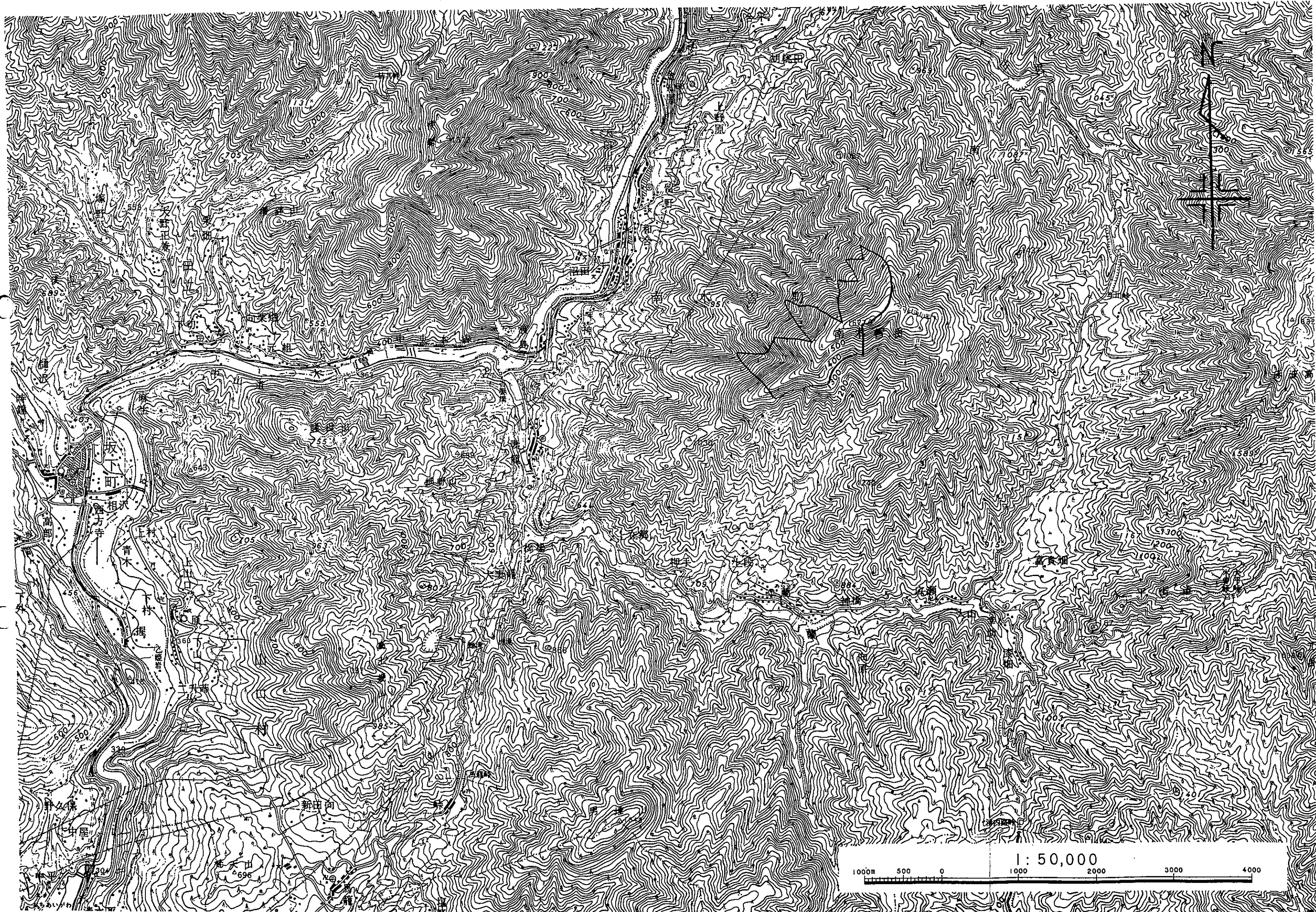
別添図面のとおり。

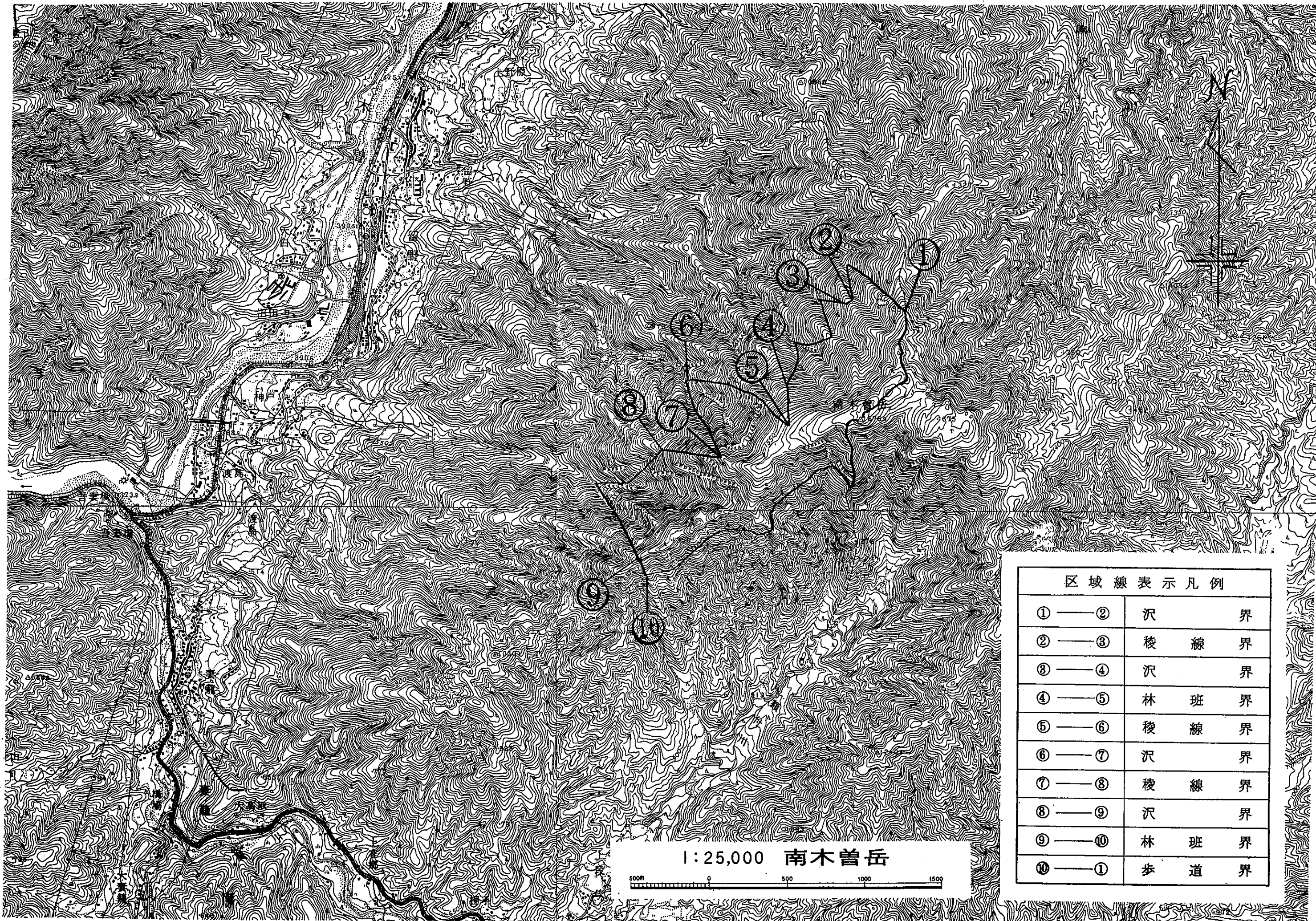
(3) 面 積

156.19 ヘクタール

(4) 土地所有関係

全部国有林





区域線表示凡例		
① — ②	沢	界
② — ③	稜線	界
③ — ④	沢	界
④ — ⑤	林班	界
⑤ — ⑥	稜線	界
⑥ — ⑦	沢	界
⑦ — ⑧	稜線	界
⑧ — ⑨	沢	界
⑨ — ⑩	林班	界
⑩ — ①	歩道	界

1:25,000 南木曾岳

南木曾岳県自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域の保全すべき自然環境は、南木曾岳一帯のすぐれた天然林である。

この地域のヒノキは急峻な地形のため、ほとんど人為的影響を受けない極く限られた地区であり貴重である。

(2) 権利制限関係等の概要

水源かん養保安林	35.07	ヘクタール
----------	-------	-------

土砂流出防備保安林	121.12	ヘクタール
-----------	--------	-------

ヒノキ大材保存林	121.12	ヘクタール
----------	--------	-------

天然記念物の指定、鉱業権の設定等なし

(3) 特別地区の指定及び保全のための規制に関する方針

南木曾岳のすぐれた天然林を保護するため、特別地区に指定し、長野県自然保護条例第10条第3項各号に掲げる行為について規制する。

(4) 保全施設に関する方針

管理上必要な巡視歩道及び標識の設置改良を計画する。

なお、管理上必要な植生復元施設、砂防施設及び病害虫除去施設等は必要に応じて設ける。

2 地区の指定に関する事項

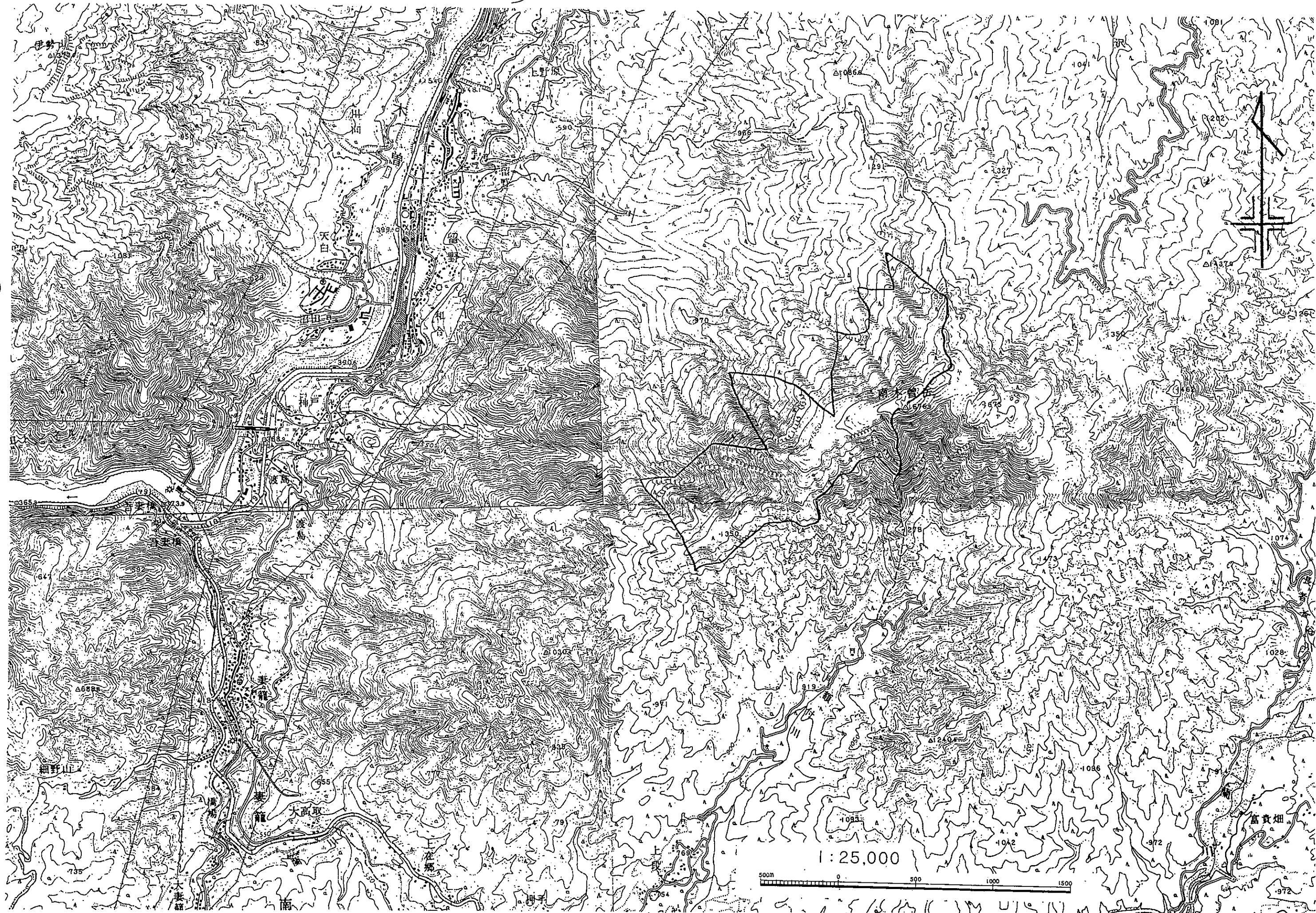
特別地区は次のとおりとする。

名 称	位 置 及 び 区 域	面 積	土地所有 別 面 積	摘 要
な き そ け 南 木 曾 岳	長野県木曾郡南木曾町の一部 国有林木曾谷地域施業計画区 南木曾事業区426林班ろ小班、427林班ろ小班、428林班ろ小班、431林班ろ小班、443林班ろ小班、434林班ろ小班、514林班は小班、515林班ろ小班、516林班へ小班、517林班ほ小班及び518林班ろ小班。 別添図面のとおり。	ha 156.19	ha 156.19 国有林	南木曾岳 県自然環境 保全地域の 全部を特別 地区とする。

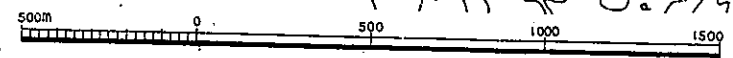
総 括 表

区 分	特 別 地 区			普 通 地 区			合 計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別 土地所有別面積 (ha)	156.19	0	0	0	0	0	156.19	0	0
地区別面積 (ha)	156.19			0			156.19		
地区別比率 (%)	100			0			100		

南木曾岳自然環境保全特別地区図(地区)



1:25,000



3 保全のための規制に関する事項

- (1) 条例第10条第3項に規定する、許可を受けないで行なうことができる木竹の伐採の方法及びその限度は次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及びその限度	面 積	土地所有別面積
長野県木曾郡南木曾町の一部	原則として択伐（択伐率現在蓄積の30%以内）によるものとする。	ha	ha
国有林木曾谷地域 施業計画区南木曾 事業区南木曾岳特 別地区の全域	ただし森林の群落構成を変える等、自然環境に著しく変化を招くおそれが少ない場合には、小面積皆伐（一伐区の面積2ヘクタール以内、伐区はつとめて分散させる。）を行うことができる。	156.19	156.19

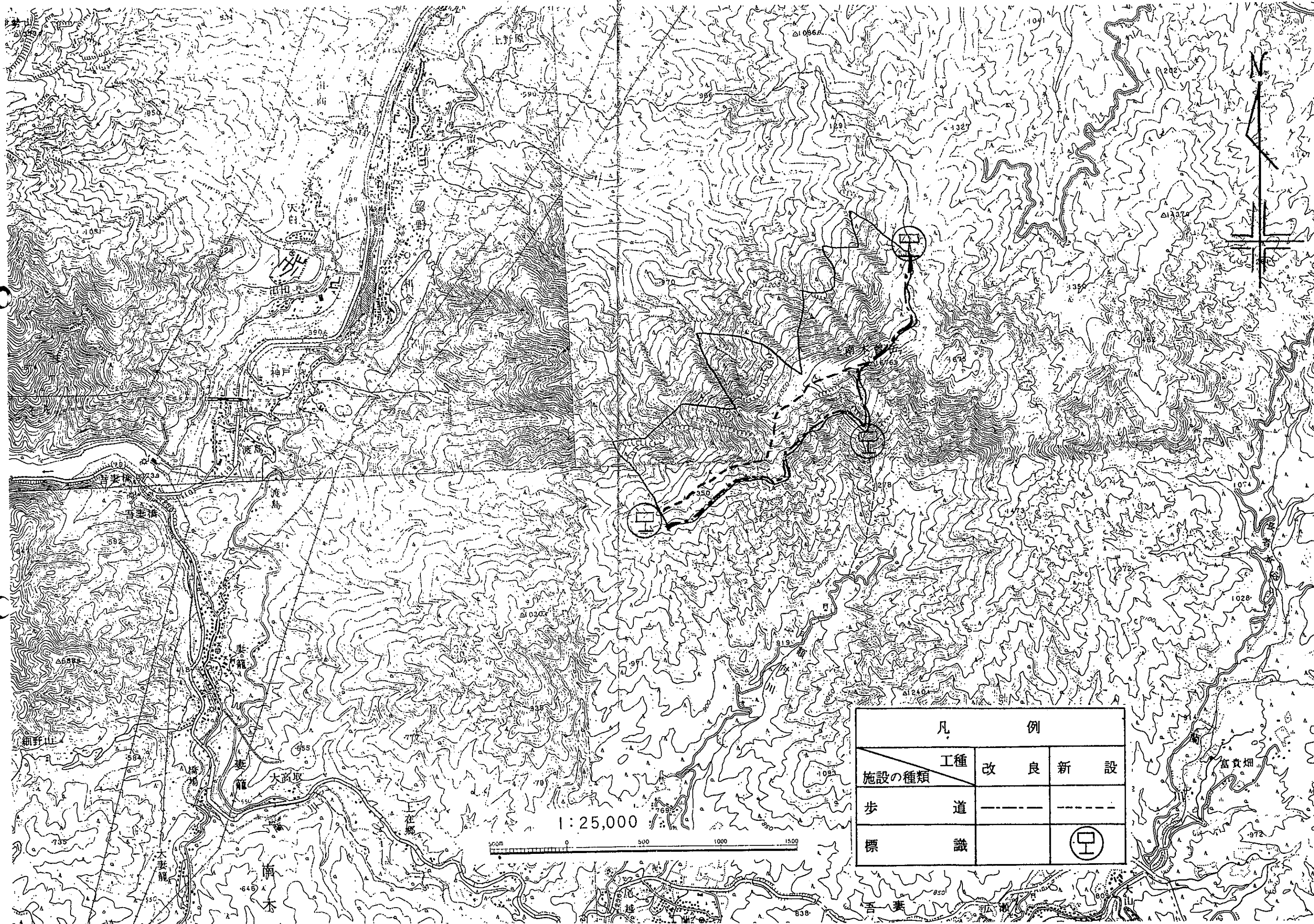
特別地区内不要許可木竹伐採総括表

伐採方法・限度	禁 伐 等			30%以内択伐等			その他の方法・限度			合 計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
土地所有別面積 (ha)	0	0	0	156.19	0	0	0	0	0	156.19	0	0
方法・限度別面積 (ha)	0			156.19			0			156.19		
方法・限度別比率 (%)	0			100			0			100		

4 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。

施設の種類	位置	規模・構造	工種	摘要
三留野～蘭 巡視歩道	(起 点) 長野県木曾郡南木曾町三留野 三殿国有林426林班ろ小班 (終 点) 長野県木曾郡南木曾町吾妻蘭 国有林514林班は小班	延長 2,700 ^m 巾員 1.0 ^m	改良	
妻 籠 巡視歩道	(起 点) 長野県木曾郡南木曾町妻籠 蘭国有林514林班は小班 (終 点) 長野県木曾郡南木曾町三留野 三殿国有林427林班ろ小班	延長 2,000 ^m 巾員 1.0 ^m	新設	
標 識	長野県木曾郡南木曾町三殿 及び吾妻		新設	制札・境界杭 を含む必要 箇所を設置 する。
別添図面のとおり				



凡 例			
施設の種類	工種	改 良	新 設
歩 道		-----	-----
標 識			⊕